

補講の欠席を補うレポートについて

金曜 4 限・知的財産政策

(担当：加藤浩)

6月28日(金) 1限に補講を行いました。この補講を欠席した人は、欠席を補うため、簡単なレポートを提出することが可能です。レポート課題と提出方法は、以下の通りです。

- ・提出締切：7月12日・金曜日
- ・提出方法：講義の際に先生に提出してください。
(電子メールに添付して送付することも可。)
※メールアドレス：katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp
- ・レポート課題：以下の記事を読んで、知的財産政策における課題を考察しなさい。(1000字以内)

遺伝子スパイ事件：岡本被告を米に渡さず 東京高裁決定

2004年3月29日 [毎日新聞]

米国の遺伝子スパイ事件で、研究試料を盗んだとして経済スパイ法違反で起訴された理化学研究所元研究員で医師、岡本卓(たかし)被告(43)について、東京高裁は29日、米国への身柄引き渡しを認めない決定を出した。須田賢裁判長は「証拠を検討しても経済スパイ法違反の嫌疑は認められない」と指摘した。引き渡しが認められなかったのは初めて。岡本元研究員は、同日午後釈放された。

これまで外国に引き渡されたのは日本人8人を含む31人。過去、外国側が引き渡しを請求して認められなかった例はない。また、決定に不服を申し立てる規定はない。被告側が最高裁に特別抗告したが、棄却される前に法相が引き渡し命令を出したケースがあり、今回もこの決定で事実上決着するとみられる。

引き渡しは米国政府が公式ルートで要請しており、米国側の反発が予想される。

岡本元研究員がアルツハイマー病の研究試料を持ち出したり破壊したことが、日米両国の法令に反する「双罰性」があるかどうか争点となった。経済スパイ法は日本にはないが、検察側は今年10日の審問で「日本の窃盗罪や器物損壊罪などに当たる」と主張し、岡本元研究員側は「試料には秘密性も財産的価値もなく、経済スパイ法違反にも窃盗罪にも当たらない」と反論していた。

岡本元研究員は99年7月、米オハイオ州のクリーブランド・クリニック財団研究所でDNA試料の一部を損壊し、一部を持ち出して、必要な試料を日本に持ち込んだとされる。